

(平成21年4月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

厚生年金関係

6 件

佐賀厚生年金 事案 359

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月1日から37年9月1日まで

昭和36年5月からA社B支店に勤務した。生命保険の外交員だったので、営業ノルマに追われる毎日だった。転職が決まっていたが、引きとめられ37年8月31日まで勤務した。厚生年金保険期間が実際の勤務期間よりも短いので、当該申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店が保管する人事記録によると、申立人は昭和36年5月から37年8月31日まで同社B支店に、生命保険の外交員として勤務したことが確認できる。

しかしながら、同人事記録において、申立人は昭和36年5月に入社（外務試補として委嘱）、同年9月に職員採用と記録されているところ、A社本社が保管する申立人に係る考査表において、同年12月1日に外務嘱託に区分を変更されていることが確認できる。同社では「契約件数の基準成績を達成できないと正職員から外務嘱託の区分に変更する取扱いがあり、外務嘱託となった者は厚生年金保険に加入させていなかったようだ。」と説明しており、申立人が外務嘱託に区分変更となった日と厚生年金保険被保険者資格の喪失日が一致していることから、同社では、営業職員の区分によって厚生年金保険に加入させるかさせないかを判断していたと考えられる。

また、A社B支店において申立期間当時、厚生年金保険の資格を取得している53人のうち25人は、同社C支店が保管する人事記録に記載された退職日より2か月から15か月前に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、同社B支店では、申立期間当時、勤務実態のある者について資格喪

失手続を行ったことがうかがわれる。

さらに、同社C支店及び本社は賃金台帳等、申立期間当時の書類を保管しておらず、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から3年4月30日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、平成元年4月1日から3年4月30日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁の記録により、厚生年金保険の適用事業所としては、平成3年4月30日に全喪しているところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同年5月8日に、元年4月から2年9月までが47万円から8万円に、同年10月から3年3月までが50万円から8万円にそれぞれ訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、「遡及訂正により社会保険料を整理することについて社会保険事務所と協議したことは無い。」としているものの、複数の従業員の供述により、申立人はA社の社会保険事務手続を監督する立場にあったと考えられ、「廃業の少し前には申立人は資金繰りに奔走していた。」との供述もある。

また、A社の従業員によると、平成2年の終わりごろから、役員及び従業員の給与は、遅配になっていたと供述している。

さらに、申立人は、「社会保険事務所の滞納保険料の取り立てが厳しく、A社が廃業する数か月前に、2回、先付小切手で社会保険料を払った。最終的に不渡りになった。」と供述しており、滞納保険料の納付について、社会保険事務所とA社が協議を行っていた可能性がうかがわれる。

加えて、申立人は、当委員会の聴取に対して、当初、「自分は名前だけの事

業主だったので、社会保険事務に関与しておらず、社会保険料の滞納の有無について承知していなかった。」と供述していたが、その後、「社会保険料の滞納があり、先付小切手にて社会保険料を支払った。」と供述を変遷させている上、A社及び同社の前身である会社の商業登記簿謄本や同僚の供述から、申立人は創業者であり、申立期間において実質的にも事業主であったと考えられる。

このため、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の変更処理がなされたことは考え難く、申立人は、代表取締役としての責任をとり、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 361

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月から同年 8 月まで

昭和 32 年 3 月、高校を卒業すると同時に、A社B支店で勤務し始めた。卒業式当日は、仕事を休んで、出席した記憶がある。厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは覚えていないが、同支店で勤務していたのは事実であり、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社OB会名簿及び同僚の供述から、申立期間において、申立人が同社B支店で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社は九州各地に支店が存在しており、申立人の同僚の供述等から、申立期間当時は、同社C支店で採用され、数か月間の研修を経て各支店に配属される社員と各支店において現地採用される社員とがおり、申立人は、後者の現地採用社員であったことが推認できるところ、社会保険事務所が保管する同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 32 年 3 月に、高校卒業時期又は中学校卒業時期に該当する年齢の者が、数多く厚生年金保険に加入していることが確認でき、C支店において新卒で採用された者は、速やかに厚生年金保険に加入させていると考えられる一方、C支店以外の支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、同年 3 月から 4 月にかけて新卒の者を速やかに厚生年金保険に加入させていた状況はうかがえない。

また、申立人と同時期にA社B支店に採用された同僚の厚生年金保険加入は、申立期間後の昭和 34 年 1 月 1 日とされており、同社は、現地採用社員を入社後速やかに厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

さらに、A社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立人の勤務状況

を確認できる資料は残っていない上、申立人も給与明細書等を所持しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社（現在は、B社）において昭和 45 年 5 月 1 日に資格喪失、同年 8 月 1 日に資格再取得とされているが、44 年 12 月に同社に就職し、平成 18 年 2 月に退職するまで、同社に継続して勤務しており、一度も退職したことは無い。
勤務していた途中に一度、「会社の名前が変わる」といわれ、健康保険証を返したことは覚えているが、退職ではない。給料も途切れることなくもらっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたとする記憶は、比較的鮮明である上、同社において申立人と同時期に勤務していた同僚の供述から、申立人が同社で継続して勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、B社には、賃金台帳等、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料が無い上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認ができない。

また、A社において申立期間も含めて、継続して厚生年金保険に加入したとする申立であるところ、同社に係る申立人の初回及び再取得後の厚生年金保険記号番号は同一であるため、申立期間においても同じ記号番号を使用したものと考えられるが、当該記号番号に係る厚生年金保険加入記録において、同社での初回及び再取得後の加入期間以外の記録は確認できず、申立人に対して別の厚生年金保険記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は無い。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、「昭和44年12月1日資格取得」、「45年5月1日資格喪失」及び「被証回収 45.5.12」の記載があり、45年8月1日に当該事業所で厚生年金保険の資格を再取得するまでの申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、その間、申立人が被保険者資格を取得したことをうかがわせる事情は無い。

加えて、申立人のA社に係る雇用保険加入記録は、昭和45年7月1日取得とされており、同社に係る厚生年金保険加入期間のうち、44年12月から45年4月までの期間及び申立期間のうち45年5月並びに同年6月は雇用保険に加入していなかったことが確認できる。

このほか、A社の全被保険者447人（延べ501人）に係る厚生年金保険加入記録を確認したところ、40人が厚生年金保険の資格を喪失した後に再取得し加入期間の空白が生じていることが確認でき、このうち8人は、申立期間と重複する期間に厚生年金保険の空白期間がある。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 363

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月7日から30年2月8日まで
② 昭和33年1月21日から37年8月26日まで

社会保険事務所で、自分の年金加入歴について調べてもらったところ、申立期間に係る厚生年金保険の加入期間については脱退手当金として支給済みとされていることを知った。以前、3回ほど社会保険事務所にて脱退手当金について調べてもらったが、その度に脱退手当金が支払われた月が異なる回答を受けており、脱退手当金の支払いを受けた記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間②に係る事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年8月の前後3年以内に資格喪失した者11人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め7人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち4人がいずれも資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間②に係る事業所の被保険者名簿の申立人の欄及び被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がある上、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことを示す「回答済 38. 3. 30」の押印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の厚生年金被保険者期間の台帳記号番号は、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 364

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 20 日から 32 年 7 月 1 日まで

昭和 30 年 2 月 1 日から 36 年 12 月 31 日まで継続して A 社に勤めたにもかかわらず、社会保険庁の記録では 31 年 5 月 20 日から 32 年 7 月 1 日までの期間が厚生年金保険に未加入とされているのは納得できない。A 社には住み込みで働いており、給与から厚生年金保険料や食事代等を控除されていたことを記憶している。A 社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により申立人が申立期間において A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は全喪し、申立期間当時の事業主は死亡しており、賃金台帳等を確認できない上、申立人も給与明細書は受け取っていないとしており、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に係る全被保険者 10 人の喪失及び取得の時期を確認すると、事業主及び監査役を除く 8 人の被保険者が、申立人と時期をほぼ同じくして被保険者資格を喪失し、その後申立人と同時期に再取得（退職者 1 人を除く）している事実が確認できることから、事業主が何らかの意図をもって従業員の被保険者資格を同一時期に喪失させ、その後同一時期に再取得させたと推認せざるを得ない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。